

食品安全委員会プリオン専門調査会

第101回会合議事録

1. 日時 平成28年6月16日（木） 10:00～12:09

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

- (1) 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について
- (2) その他

4. 出席者

(専門委員)

村上座長、門平専門委員、筒井専門委員、中村桂子専門委員、
中村優子専門委員、中村好一専門委員、八谷専門委員、
福田専門委員、水澤専門委員、山本専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会)

佐藤委員長、熊谷委員

(事務局)

姫田事務局長、鋤柄評価第二課長、高崎評価調整官、田中課長補佐、
大谷評価専門職、大快係長、大西技術参与、小山技術参与

5. 配布資料

資料1-1 BSE国内対策の見直し評価書（案）たたき台

資料1-2 欠席の専門委員からの意見等

資料2-1 BSE対策に関する調査結果（厚生労働省）

資料2-2 BSE関係飼料規制の実効性の確保（農林水産省）

参考資料1 食品健康影響評価について

「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について」

参考資料2 骨子案

参考資料3 OIE総会概要

参考資料4 日本の検査陽性牛の出生年月と確認年月

6. 議事内容

○村上座長 ただいまから第101回「プリオン専門調査会」を開催します。

本日は11名の専門委員が御出席でございます。欠席の専門委員は高尾専門委員、堂浦専門委員、眞鍋専門委員の3名でございます。

さらに食品安全委員会からは佐藤委員長、熊谷委員に御出席をいただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます「第101回食品安全委員会プリオン専門調査会議事次第」を御覧いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いします。

○田中課長補佐 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに8点でございます。

資料1-1～参考資料4まで8点。

以上の資料を用意させていただいております。不足の資料はございませんでしょうか。

なお、これまでの評価書及び参照文献は、既に専門委員の先生方には送付いたしておりますが、お席後ろの机の上にファイルと一部はタブレットで用意しておりますので、必要に応じ適宜御覧いただきますよう、お願いいたします。

また、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては、著作権の関係と大部になりますことなどから、傍聴の方にはお配りしていないものがございます。調査審議中に引用されたもののうち閲覧可能なものにつきましては、調査会終了後、事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合は、この会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

また、5月よりクールビズということで服装の軽装を励行しておりますので、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○村上座長 それでは、事務局から、平成15年10月2日食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づき必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いします。

○田中課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告します。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の(1)に規定する「調査審議等に参加しないこととなる事由」に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○村上座長 提出いただきました確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、議事（１）に入ります。まず、前回の専門調査会での審議内容について振り返りたいと思います。

最初に、起草委員に検討いただきました上で作成しました「Ⅴ．非定型BSEについて（案）」、「Ⅵ．変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）について（案）」及び「Ⅶ．食品健康影響評価（案）」について、起草委員及び事務局から説明が行われ、その後、審議が行われました。次いで、その審議の結果、「Ⅴ．非定型BSEについて（案）」、「Ⅵ．変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）について（案）」及び「Ⅶ．食品健康影響評価（案）」につき、おおむね専門委員の合意が得られました。

それでは、まず厚生労働省への追加資料要求の状況について、事務局より説明をお願いします。

○田中課長補佐 第97回プリオン専門調査会において、特定危険部位（SRM）の範囲の見直しにつきましては、リスク管理機関における飼料規制等に対する影響の整理を確認することとなりました。さらに、輸入牛肉に係るSRMの範囲への影響についても御質問があったところです。これらにつきましては、2月19日付で補足資料の提出を厚生労働省へ依頼しているところです。6月16日現在、補足資料は提出されておられません。

以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。今回はこれまでの御審議を踏まえ、起草委員の先生方に評価書（案）たたき台を作成いただきました。まずは事務局より、資料1－1の非定型BSEの前までの部分について説明をお願いいたします。

○大快係長 資料1－1について、主に過去に御審議いただいた資料から修正された点を中心に説明させていただきます。

資料1－1の7ページを御覧ください。「Ⅰ．背景」でございます。こちらにつきましては、第99回プリオン専門調査会で御審議いただいた部分になります。こちらの部分につきましては、細かな体裁以外の修正はございません。

「1．はじめに」につきましては、これまでのBSEに関する評価書と同様、食品安全委員会が行ってきた評価等をまとめており、33～34行目に今般、厚生労働省から諮問があった旨が記載されております。

「2．諮問の背景」につきましては、厚生労働省から今般諮問があった背景が記載されております。

「3．諮問事項」につきましては、参考資料1の諮問文書の記載のとおりとされております。これまでの専門調査会での説明の繰り返しにはなりますが、今回の具体的な諮問内容は、「（1）検査対象月齢」については「食用にと畜される健康牛のBSE検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクを比較。なお、と畜場での検査は、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する24か月齢以上の牛のみを検査対象とする」。

「(2) SRMの範囲」については「現行の『全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱）から『30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄』に変更した場合のリスクを比較』となっております。

なお、「(2) SRMの範囲」につきましては、次の章でございます「Ⅱ．評価の考え方」にございますように、第97回専門調査会の御審議において、飼料規制等を含めたBSE対策全般への影響について確認が必要と判断し、今後のリスク管理機関における整理を踏まえ、検討することとされております。このため、本評価書においては諮問事項の「(1) 検査対象月齢」について、現在、と畜場において実施されている食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査を廃止した場合のリスク評価について先行して検討することとされております。

10ページを御覧ください。「Ⅱ．評価の考え方」でございます。こちらにつきましては、第98回プリオン専門調査会で御審議いただいた部分になります。こちらの修正点につきましても、基本的には細かい体裁上の修正となっております。

2行目からの段落におきましては、先ほど申し上げたとおり、本評価においては諮問事項「(1) 検査対象月齢」について先行して検討することとした旨が記載されております。

9行目「1. 検査対象月齢の見直しに係る食品安全委員会における過去の評価」におきましては、2013年5月の評価書における評価について記載されております。こちらこれまでの調査会での説明の繰り返しにはなりますが、前回評価において、16行目からになりますけれども、「日本における有病率の推定及び将来の発生予測に関する論文によると、2001年の飼料規制等のBSE対策が有効に機能した場合、2009～2015年にはBSEの検出頭数はほぼ0となり、以降、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなると推定されている」。

2ポツ目としまして、「日本においては、牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低いと考える」。

3ポツ目といたしまして、「EUにおけるBSE発生の実績を踏まえると、BSE感染牛は満11歳になるまでにほとんど（約97%）が検出されると推定されることから、出生年月でみたBSEの最終発生から11年以上発生が確認されなければ、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、BSEが発生する可能性はほとんどないものと考えられる。

4ポツ目といたしまして、「しかしながら、出生後の経過年数が11年未満の出生コホートにおいて仮に感染があった場合には、発生の確認に十分な期間が経過していないものと考えられる。このため、当面の間、検証を継続することとし、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断した」というようなことが前回評価においては記載されているところでございます。

35行目「2. 評価の基本的考え方」といたしましては、次のページに行っていただきまして、定型BSEについては飼料規制前後に分けて考える旨。非定型BSEについては発生状況

等を確認する旨が記載されております。なお、書き方の問題ではございますが、11ページの4行目や12行目でございます「出生年月で見た定型BSEの最終発生」という言葉については、これまでの審議におきまして、「最終発生の牛の出生年月」という言葉で説明されておりました。

ここで意図しているものとしたしましては、「定型BSEと診断された牛のうち、一番最後に生まれた牛の出生年月」といった意味でございますので、誤解のないよう書き方を変更したものでございます。また、これ以降、同じ文言を使用していた部分につきましても同様に修正しております。

12ページ「Ⅲ．BSEの現状」を御覧ください。こちらにつきましては、第99回プリオン専門調査会で御審議いただいた部分になります。こちらの部分につきましても細かな体裁以外の修正はございません。

「1．世界のBSE発生頭数の推移」におきましては、発生のピークであった1992年には37,316頭のBSEの発生報告があったが、その後、大幅に減少し、2013年には7頭、2014年には12頭、2015年には7頭、2016年には5月末時点で1頭の発生にとどまっている旨が記載されております。また、このことは13ページの図にも記載がございます。

12ページに戻っていただきまして、10行目、これらのことから、飼料規制の導入・強化により、国内外ともにBSEの発生リスクは大幅に低下していることが伺える旨が記載されております。

14ページを御覧ください。こちらにはEU等におけるBSEの検査頭数が記載されております。

15ページを御覧ください。こちらには食品安全委員会の評価済み国における167か月齢以上の定型BSEの発生頭数が記載されております。167か月齢という月齢につきましては、日本における出生年月で見た定型BSEの最終発生である2002年1月に生まれた牛が2015年12月時点で達している月齢でございます。

16ページを御覧ください。こちらは各国のBSEの検査体制が記載されております。現在、日本においては、健康と畜牛の検査は48か月齢超が対象とされております。

17ページを御覧ください。こちらには各国のSRMの範囲が記載されております。EUは昨年、EU域内の無視できるリスク国については、SRMを12か月齢超の頭蓋及び脊髄へと変更したところでございます。

18ページを御覧ください。こちらには各国の飼料規制の状況が記載されております。

19ページ「Ⅳ．日本におけるBSEサーベイランス及び発生状況」を御覧ください。こちらにつきましては、第99回プリオン専門調査会で御審議いただいた部分になります。こちらの部分につきましても細かな体裁以外の修正は、基本的にはございません。

23ページを御覧ください。こちらの章のまとめといたしまして、17行目から記載がございます。こちらの章の内容について読み上げさせていただきます。

5．まとめ

日本では、これまで、健康と畜牛及び死亡牛等を対象としたBSE検査が実施されてきた。

健康と畜牛のBSE検査については、食品安全委員会の2013年5月評価書における評価を踏まえ、2013年7月に対象月齢が48か月齢超へと変更された。また、死亡牛等のBSE検査については、2015年4月に検査対象月齢が48か月齢以上へと変更された。

日本では、上記のBSE検査に基づき、2015年12月末現在までに16,024,200頭の牛を対象にBSE検査が実施された。その結果、これまでに36頭のBSE検査陽性牛が確認されており、うち34頭が定型BSEであった。2013年5月評価書における評価以降は、821,425頭がBSE検査の対象とされたが、BSE検査陽性牛は確認されなかった。

定型BSEの感染が確認されたBSE検査陽性牛のうち、33頭は飼料規制強化前に出生した牛である。一方、飼料規制強化後に出生した2002年1月生まれの1頭については、飼料規制以前に販売された飼料による曝露の可能性が考えられている。

2015年12月末現在、2002年1月以前に出生した牛で、最も若齢の牛は167か月齢であるが、日本においては、健康と畜牛のBSE検査で確認された185か月齢の牛が、これまでに167か月齢以上で定型BSEが確認された唯一の牛である。当該牛に臨床症状等は認められなかった。

出生年月でみた定型BSEの最終発生（2002年1月）より後に出生した牛については、2013年5月評価書における評価時点で、出生後の経過年数が11年未満であったコホートにおいて、2013年5月末から2015年12月末現在までの間に11年を超えた（2002年6月から2004年12月の間に出生）89,607頭がと畜され又は死亡し、検査の対象とされたことになる。その結果、BSE検査陽性牛は確認されなかった。

2013年5月評価書では、出生から11年という経過年数は飼料規制の有効性の確認に必要な期間であり、出生後の経過年数が11年未満の出生コホートにおいて仮に感染があった場合には、発生の確認に十分な期間が経過していないものと考えられ、このため、当面の間、検証を継続することとした。上記の結果は、出生年月でみた定型BSEの最終発生から2年7か月の間（2002年6月から2004年12月の間）に出生した牛については、出生後11年が経過してもBSEの発生が確認されておらず、これらのコホートにおいて飼料規制が有効に機能していることを示している（2015年12月末現在）。

一方、出生年月でみた定型BSEの最終発生（2002年1月）以前に出生した牛については、2013年5月評価書における評価時点では、92,463頭であったが、それ以降、このうち62,547頭がと畜され又は死亡し、検査の対象とされたことになる。その結果、BSE検査陽性牛は確認されなかった。

以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。

起草委員の先生方、追加説明はございませんでしょうか。ただいまの事務局からの説明について質問や御意見をお願いしたいと思いますが、範囲が広うございますので、パートごとに記載内容の修正等がないか確認させていただきたいと思います。

まず最初に「I. 背景」及び評価に向けた経緯について、7～9ページでございます。いかがでしょうか。お願いします。

○水澤専門委員 言葉の問題かもしれませんが、9ページ、これは前のページから続いている枠の中です。対象月齢のところですけども、「神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する24か月齢以上の牛のみを」という、この「及び」の前の「もの」というのは牛ですよ。つまり、アンドというか、かつというか、あるいはオアなのかという形になってきますので、誤解がないようにきちんと書いたほうがいいかなと思ったのです。全身症状を呈する24か月齢以上の牛と、神経症状が疑われた牛はきちんと全部見るわけですよ。 「疑われたもの及び」でよくわかりますかね。

○村上座長 事務局からお願いします。

○田中課長補佐 こちらの記載の部分につきましては、厚生労働省からの諮問文書そのまま抜き出させていただいています。ただ、解釈につきましては、24か月齢以上につきましては神経症状が疑われたものと、全身症状を呈すると、両方にかかるということは確認させていただいております。書きぶりがわかりにくいという御指摘があったことは、厚労省にはお伝えしようかと思えます。

○水澤専門委員 ちょっと関係するのですけれども、ここは「もの」が入っているのですけれども、5ページに要約がありますが、そこになると今度は「もの」がないのです。「疑われる及び全身症状を呈する」になってきますので、そうすると、疑われる、アンド、全身症状を呈するということになり、及びかつになりますので、ここも問題かなと思えます。どちらかというオアの意味に取れると思えますので。

○田中課長補佐 先生の御指摘のとおり解釈かと思えます。こちらの厚生労働省の諮問部分はそのままなのですけれども、ほかの部分につきましては、確かに意味が正確に通るようにこちらで修正している部分がございます。

○水澤専門委員 特に5ページは「もの」が入っていないので、直したほうがいいかもしれないと思えます。要約のところですよ。

○田中課長補佐 どちらの書きぶりにするかは厚生労働省のほうに確認いたしますけれども、いずれにしても、9ページの部分については諮問文書そのままという形になっております。

○水澤専門委員 もう一つ、全身症状の質問がありましたね。堂浦先生から全身症状だけではわかりにくいのではないかとということで、内容がわかったほうがいいのではないかと思います。それは確かにそうかなと思えます。以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○熊谷委員 まさに今の御指摘の部分なのですけれども、まだちょっと不明瞭な部分は、「反射又は意識障害等の神経症状」とあるのですが、この「又は」は運動障害とか知覚障害に続く「又は」、つまり、運動障害または知覚障害または反射または意識障害等の神経症状という読み方でよろしいのですか。

○田中課長補佐 そのように理解しております。

○熊谷委員　そういう牛は全身症状を呈さなくても検査の対象になって、それとは別にいろいろなものを含めた全身症状を呈する牛も検査の対象になるということですよ。

○田中課長補佐　そういうふうに理解しております。

○熊谷委員　なかなか日本語は難しいですけども、今のことが全てわかるような日本語があるとありがたいのですが、なければ仕方がないと思います。

○水澤専門委員　でも、はっきりしたほうがいいと思うのです。特に要約のところは、多くの人はこの後ろを読まないと思いますので、要約のところだけになりますので、簡潔に言うと、神経症状あるいは全身症状がある24か月齢以上の牛なのか。それとも、神経症状があるものはみんな見て、全身症状のものは月齢がかかってくるのか。これはどちらでもとれるような感じなのです。言葉をはっきりさせないといけないと思います。

○姫田事務局長　御趣旨を踏まえまして、まず、評価書のほうについてはこの書き方について、公文書作成の手引きに準じた書き方できちんと整理したいと思います。もう一つは、国民の皆さん、あるいはと畜場での具体的な指示については、厚生労働省にもっとわかりやすい文章で明確になるような書き方をするようにお願いしたいと思っております。

○村上座長　事務局からの説明でよろしいでしょうか。ほかにございませんか。

それでは、引き続いて「Ⅱ．評価の考え方」、10～11ページでございますが、御意見、御質問等がございますでしょうか。お願いします。

○門平専門委員　10ページの16行目です。「日本における有病率の推定及び将来の発生予測に関する論文」と書いてあるのですが、参考文献として記載されていないので、どの論文ですかと聞かれた場合に困るのではないかと。私もどの論文なのかなと不思議に思いましたので、参考文献が後ろに幾つかついてはいますが、何かつけたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○村上座長　事務局、ありますね。

○田中課長補佐　承知いたしました。参考文献がわかるような形で整理したいと思います。

○村上座長　ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、「Ⅲ．BSEの現状」について、12～16ページでございます。御質問、御意見はございませんでしょうか。事実を述べているということでございますが、よろしいですか。

では、続きまして、「Ⅳ．日本におけるBSEサーベイランス及び発生状況」、19～24ページです。いかがでしょうか。よろしいですか。もしほかになれば、審議を続けさせていただきます。

それでは、引き続きまして、事務局より、評価書（案）たたき台の後半部分の食品健康影響評価の前までの部分について説明をお願いします。

○田中課長補佐　それでは、資料1－1の25ページ「Ⅴ．非定型BSEについて」の説明をさせていただきます。こちらのパートにつきましては、前回の5月の専門調査会にて御審議いただいた部分になります。前回、専門調査会からの修正部分を中心に説明をさせていただきます。

25ページの2～10行目、こちらは大きな修正はございません。非定型BSEに関する説明が記載をされております。

12行目から「1. 非定型BSEの発生状況」について整理をしております。この項目についても大きな修正はございません。

発生状況につきましては、26ページに表8としまして、ECのTSEレポートやOIEからの情報、またはこれまでに食安委が評価を行った国における発生状況から整理した非定型BSEの発生状況、発生頭数をこちらの表8に示しております。これまでに124頭が確認されております。

発生の推移につきましては、27ページの図4、図5にお示ししております。H-BSE、L-BSEの発生頭数の推移は図5のほうに記載されておりました、それぞれ毎年数頭で推移しているといった状況となっております。

28ページに行きまして、「(1) 日本における発生状況」も大きな修正はございません。日本では、これまで2例の非定型BSE(L型)が確認されております。

「(2) EUにおける発生状況」も大きな修正はございません。

29ページにまいりまして、「2. 非定型BSEプリオンの感染性」の部分の記載になります。こちらは非定型BSEプリオンの感染実験に係る知見について記載がされております。

14行目以降になりますけれども、感染実験について、「非定型BSEプリオンの食品を介した人の健康に及ぼすリスクの検討に当たっては、経口投与実験による知見がより実状を反映しているものと考えられる」との記載がございます。

28行目から「(1) 経口投与実験による知見」、30ページの20行目から「(2) 脳内接種実験による知見」について記載がされております。こちらは個別の知見について記載しているもので、記載の内容に大きな変更はございません。

32ページの11行目「3. 現行のSRM以外の部位の摂取によるリスクに係る知見」となります。こちらにつきましては、12行目から健康と畜牛検査を廃止した場合の食用の部位における人の健康におけるリスクを検討するに当たり、SRM以外の部位への分布または感染実験による知見を整理したものです。前回の調査会におきまして、記載した組織以外の部位を調べた部位の結果についての記載するのはどうかという御提案があったことを踏まえまして、末梢神経組織でPrP^{Sc}が認められなかった部位についても追記をしております。

具体的には33ページの5行目といたしまして、こちらは感染実験の知見になりますけれども、牛について、腎臓、脾臓、リンパ節の感染性も調べられているが、感染性は認められていないといった部分の結果の追記をしております。

また、その下になりますけれども、20行目以降です。臨床症状を呈するL-BSE実験感染牛につきまして、ウエスタンブロットで測定した結果になりますけれども、脳及び脊髄にはPrP^{Sc}の蓄積が認められたが、末梢神経及び筋肉に加え、脾臓、胸腺、頸部及び腸間膜リンパ節、肝臓並びに肺にはPrP^{Sc}の蓄積が認められなかったことなどの実験結果を追記させていただきます。

非定型BSEのまとめが30行目以降、「4. まとめ」になります。こちらは読み上げをさせていただきます。

ECのTSEのための反すう動物のモニタリング及び検査に関する報告書、OIEが公開している各国別のBSEの発生状況、並びに食品安全委員会がこれまで評価を行った国における発生状況から整理した非定型BSEの発生頭数は、全世界で124頭であった（2016年5月末現在）。

世界における2001年～2015年のBSEの発生状況をみると、全てのBSE(定型及び非定型BSE)の発生は、2002年以降発生頭数が大幅に減少しているが、そのうち、非定型BSEの発生頭数はH-BSEとL-BSEともにそれぞれ毎年数頭で推移している。また、その発生頻度は、EU全体においては、2歳齢以上の牛100万頭につき、年あたりH-BSEは0.07頭、L-BSEは0.09頭であるとされている。なお、日本においては、これまで2頭のL-BSEが確認されており、2歳以上の牛100万頭につき、年あたりL-BSEは0.07頭であり、H-BSEは確認されていない。

EFSA又はECは、科学的意見書又は報告書において低頻度かつ定常的な発生状況、均質な地理的分布及び高齢で確認されることから、孤発性の疾病である可能性を示唆している。

非定型BSEプリオンの人への感染性に関連する知見として、ヒトPrPを発現するトランスジェニックマウス又はサルへの感染実験が報告されており、投与経路としては、主として経口投与と脳内接種が実施されている。

非定型BSEプリオンの食品を介した人の健康に及ぼすリスクを検討するに当たっては、経口投与実験による知見がより実状を反映しているものと考えられる。

脳内接種実験がプリオン研究に必要不可欠であることは言うまでもないが、経口投与実験と比較すると、投与量当たりの動物への感染性に大きな乖離が見られ、この点において食品を介したばく露実態を必ずしも反映するものではない。

H-BSEの感染実験の知見については、ヒトPrPを発現するトランスジェニックマウス又はサルへのH-BSE感染牛脳ホモジネートの経口投与実験による知見は報告されていない。一方、カニクイザルへの脳内接種実験においても、伝達は認められなかったとの報告がある。また、ヒトPrPを過剰発現又は野生型マウスの内在性PrPの発現レベルと同程度に発現するトランスジェニックマウスへの脳内接種実験においても、伝達は認められなかったとの報告がある。これまでに、疫学的にvCJDを含む人のプリオン病とH-BSEとの関連を示唆する報告は得られていない。

L-BSEの感染実験の知見については、カニクイザルへの経口投与による伝達は認められておらず、実験継続中としている報告がある一方、伝達が認められたとする報告もある。一方、ネズミキツネザルへのL-BSE感染牛脳ホモジネートの経口投与によって、伝達が認められたとの報告もある。なお、脳内接種実験による知見については、ヒトPrPを野生型マウスの内在性PrPの発現レベルと同程度で発現するトランスジェニックマウスへの伝達が認められたとの報告がある一方、伝達が認められなかったとの報告もある。また、カニクイザル又はネズミキツネザルへの脳内接種によって伝達が認められたとの報告（うち1つは脳内及び扁桃内接種）がある。また、ヒトPrPを発現するトランスジェニックマウスへ伝達が

認められなかった知見においては、同じ実験をウシPrPを発現するトランスジェニックマウスを用いて行った結果伝達認められたことから、著者らは、反すう動物と人の間には明らかな種間の障壁（いわゆる「種間バリア」）が存在すると考察している。なお、これまでに、疫学的にvCJDを含むプリオン病とL-BSEとの関連を示唆する報告は得られていない。

非定型BSE感染牛由来のSRM以外の組織の実験動物への経口投与実験の報告は見られない。L-BSEについては、無症状の牛の末梢神経、副腎又は筋肉にPrP^{Sc}の蓄積が認められたことが報告されている。また、これら末梢組織を、ウシPrPを発現するトランスジェニックマウスに脳内接種することによって、PrP^{Sc}の伝達認められたとする報告がある。しかし、これらの研究において、末梢神経組織については、その感染価が延髄門部の1/1000より低いものとの推定が得られており、筋肉については、ウシPrPを過剰発現するトランスジェニックマウスを用いる高感度の試験系によって低率での伝達認められたとするものである。また、臨床症状を呈する牛については、H-BSEとL-BSEともに、末梢神経組織および筋肉の一部にPrP^{Sc}の蓄積を認めたとする報告がある一方、末梢神経での蓄積が認められなかったとする報告もある。

非定型BSEについては以上になります。

引き続きまして、36ページの「VI. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）について」、前回の専門調査会で御審議いただいた部分になりますけれども、前回の調査会以降、修正した部分を中心に説明をさせていただきます。

前回の調査会におきまして、専門委員より、イタリアについて新たにvCJDの1症例が確認されたとの報告がございました。その後、英国国立CJDサーベイランス研究所の報告においてもイタリアのvCJDの症例が1例追加され、3名とリバイスがされた状況となっております。

それを踏まえまして、36ページの22行目になりますけれども、全世界のvCJD患者発生総数が全世界で231例と、24行目のイタリアについては3例と数字を修正いたしております。

37ページにまいりまして、「2. 日本におけるvCJDの発生」については大きな修正はございません。

「3. vCJDの感染に対する遺伝子特性」の部分になりますけれども、前回調査会におきまして、英国で初めて、今年に確認されましたMV型についてのvCJDの記載がわかりにくいとの御指摘がございました。このため、37ページの19行目「これまで英国で報告されているvCJD患者の遺伝子型は、後述する1例を除きMM型であり、この遺伝子型を有する人はその他の型の人に比べてvCJDの潜伏期間が短い、感受性がより強い、またはその両者であると考えられている」ということで、「後述する」という記載を加えさせていただいております。

それを受ける形として、38ページの6行目になりますけれども、「2016年4月に英国において、新たにMV型のvCJD患者が確認された」という形で記載をしております。

それ以外については特段の修正はございません。

24行目から「4. まとめ」になっております。まとめについて読み上げさせていただきます。

2016年5月現在、全世界で231例のvCJD患者が報告されている。最も患者数の多い英国において、これまでのvCJD患者の発生総数は178例である。英国では、1989年に牛の特定臓器の食品への使用を禁止するなどBSEに対する様々な管理措置を講じた結果、2000年をピークにその患者数は減少している。なお、これまでに、1990年以降の出生者からは、vCJD患者は確認されていない。

これまで英国で報告されているvCJD患者の遺伝子型は、1例(MV型)を除き、コドン129のアミノ酸多型がMM型である。こうしたコドン129のアミノ酸多型とvCJDの潜伏期間との関係についての詳細は不明であるが、今後、潜伏期間が長いと予想されるMV型やVV型のvCJD患者が確認される場合に備えるとすれば、引き続き適切なvCJDのサーベイランスを継続することは重要である。

一方、食品安全委員会は、2012年10月評価書において、「ヒトプリオンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスやサルを用いた感染実験結果から、牛と人との間に種間バリアが存在することにより、牛に比べて感受性は低い」と判断しており、その後のvCJDの発生状況を踏まえても、現時点では、2012年10月評価に影響を及ぼす状況ではないと考えられる。

以上になります。

○村上座長 ありがとうございます。

起草委員の先生方、追加はございませんでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○横山専門委員 瑣末な修正なのですがすけれども、30ページの21行目、30行目に遺伝子の過剰発現のマウスについての表記があります。その括弧内、「ヒトPrP(コドン129MM型)」と書いてあるところは、過剰発現のものについてはMを1つだけに「129M型」と表記するほうが適切かと思えます。同ページの30行目、次のページの13行目も同じく、そのような形で修正をすべきと考えます。

それに反して、31ページの1行目のようなノックインマウスの場合には、このMM、MV、VVという表記で、その両者を区別すべきと考えました。

○村上座長 わかりました。そのようにさせていただきます。

ほかに起草委員の先生方、追加はよろしいですか。よろしければ、ただいまの事務局からの説明について御質問、御意見をお願いしたいと思えますけれども、先ほどと同様にパートごとに記載内容の修正等も含めて、確認させていただきたいと思えます。

「V. 非定型BSEについて」、25～35ページの範囲です。お願いいたします。よろしいですか。お願いします。

○熊谷委員 32ページの脚注12です。これは両ページにまたがっていて、2005年の論文なのですがすけれども、この論文では10倍段階稀釈をした脳組織を投与して、それでレスポンスを見ている実験です。ここにありますように、その結果から感染牛由来の脳組織、これは

非定型ではなくて定型なのですけれども、 $10^{7.67}ID_{50}$ と計算上はされているわけです。その10段階希釈で1群何匹かのマウスを使いまして、その全てが感染発症したという希釈が $10^{-4.9}$ です。そこから、さらに $10^{-7.6}$ 希釈まで、発症したマウスが8分の3まで落ちるので、何が言いたいかという、そういったことが伝わるふうに、ここに記載できたほうが親切なのかなという気がするのですが、これは引用文献を見れば書いてあることなので、そこまで記載が必要ないかどうか。

つまり、筋肉について、この間も議論させていただきましたけれども、7匹中1匹とか9匹中1匹のマウスに感染を引き起こして、潜伏期間はこうこうという記載がありますが、それがどの程度のものなのか。もちろん非定型の材料を使っているのではないので、定型のBSEの感染価としては、この程度になるのだということが把握できたほうがよろしいのではないかと思ったのですが、そこまで詳しく書くと、ほかにもその木目に合わせるのかという話も出てくるので、そこは判断が必要なのかなと思います。特段書く必要がないということであれば、それでも構わないと思いますが、いかがなものでしょうか。

○村上座長 起草委員の先生方はいかがでしょう。お願いします。

○横山専門委員 BSEのプリオンのタイプによってマウスの感受性、このTgbovのマウスの従来型のBSE、Hタイプ、Lタイプ、それぞれに対する感受性が違いますので、定型BSEの用量依存的な感受性、または潜伏期をここに当てはめるとするのは控えたほうが良いと考えます。

ただ、先だって、プリオン2016で来日されたブッシュマン博士がセミナーの中で、まさにTgbovXVを使ったL-BSE、H-BSEの10倍段階希釈をしたサンプルの潜伏期、感染率の関係について紹介をしていただきましたけれども、L-BSEについては、このマウスは非常に感受性を持っていて、口頭発表なので、ここで示すような資料としては提出できないのですけれども、そのセミナーを見る限り、筋肉内のプリオンの量ですね。非定型BSEのプリオンの量は、先ほどの末梢神経と同じレベルの低用量であるということは推察できるかと思います。用量依存的に潜伏期が延びたり、あとは感染率が100%からだんだん落ちていくというのは、プリオンの生物学的性状の中ではよく知られている現象なので、それをここに記載しなくても、私はこれで十分、低用量であるという意図は伝わるのかなと考えます。

○村上座長 そういう理解でよろしいでしょうか。

○熊谷委員 結構です。

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、ほかにはございませんでしょうか。お願いいたします。

○中村（桂）専門委員 34ページと35ページです。34ページの27行目で「これまでに、疫学的にvCJDを含む人のプリオン病とH-BSEとの関連を示唆する報告は得られていない」、35ページが4行目で「これまでに、疫学的にvCJDを含むプリオン病とL-BSEとの関連を示唆する報告は得られていない」という記載と、要約に戻ってしまうのですけれども、5ページの2段落目の真ん中あたりに「いずれにせよ、これまでに、疫学的に非定型BSEとvCJDを含

む人のプリオン病との関連を示唆する報告はない」と、これが対応していると思います。

こちらの要約のほうが「いずれにせよ」という、そこまでが実験結果で関係がないと。その後がいずれにせよ、疫学的に示唆する報告はないとなっているのですが、ここの「いずれにせよ」は「また」くらいではないかと。疫学的にというのは、この関連を示す報告がないということではないかと思しますので、5ページの「いずれにせよ」は「また」ではいかがかと思いました。

○村上座長 起草委員の先生、御指摘のとおりで私はよろしいかと思うのですが、よろしいですか。では、そのようにさせていただきます。ほかにございませんか。

それでは、続きまして「VI. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) について」、36～39ページでございます。御議論をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、審議を進めさせていただきます。引き続きまして、食品健康影響評価について御審議いただきたいと思えます。食品健康影響評価は前回の専門調査会において、起草委員から御説明いただいた上で御審議いただきました。その際にいただいた専門委員等からの御意見を踏まえ、起草委員の先生方に修正をしていただきました。事務局より評価書(案)たたき台の食品健康影響評価について、修正点を中心に説明をお願いします。

○田中課長補佐 説明をさせていただきます。40ページの「VII. 食品健康影響評価」になります。前回のプリオン専門調査会でも一度御審議いただいた内容になっております。前回、起草委員の先生から御説明いただいた方針やロジック等については大きな修正というものはございませんけれども、前回の調査会より主に表現ぶりが大きく修正されております。特に非定型BSEについてですけれども、最後の末梢組織への蓄積の部分について、文章がわかりにくいといった指摘もございましたので、その表現ぶりを全体的に修正しております。このため、長くなりますけれども、改めて読み上げさせていただきたいと思えます。

VII. 食品健康影響評価

食品安全委員会プリオン専門調査会は、「II. 本評価の考え方」に基づき、諮問事項(1)のBSE検査の検査対象月齢についての取りまとめを、(2)のSRMの範囲より先行して行うこととした。公表されている各種文献及び厚生労働省から提出された参考資料等を用いて審議を行い、それにより得られた知見から、食用にと畜される健康牛のBSE検査を廃止した場合の、牛肉及び牛の内臓の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性について総合的に評価を行った。

1. 日本におけるBSEの発生状況

2015年12月末現在までに、16,024,200頭の牛を対象にBSE検査が実施されており、これまでに36頭のBSE検査陽性牛が確認されている。うち2頭は非定型BSEである。

農林水産省は、2001年10月に飼料規制を強化し、反すう動物用飼料への全ての動物由来たん白質の使用を禁止した。また、これら飼料規制に加え、飼料となる可能性のある動物性加工たん白質等の輸入規制、食肉処理工程におけるSRMの除去等各段階におけるBSE発生

防止対策を併せて実施することにより、2002年1月に出生した1頭を最後に、以降14年間に出生した牛に、BSEの発生は確認されていない。

2. 出生年月でみた定型BSEの最終発生（2002年1月）より後に出生した牛について

2013年5月評価書では、「EUにおけるBSE発生の実績を踏まえると、BSE感染牛は満11歳になるまでにほとんど（約97%）が検出されると推定されることから、出生から11年という経過年数は飼料規制の有効性の確認に必要な期間であり、出生年月でみたBSEの最終発生から11年以上発生が確認されなければ、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、BSE28が発生する可能性はほとんどないもの」と評価した。一方で、同評価書において、「出生後の経過年数が11年未満の出生コホートにおいて仮に感染があった場合には、発生の確認に十分な期間が経過していないものと考えられた。このため、当面の間、検証を継続することとし、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当である」と判断した。

上述の評価書における評価時点で出生後の経過年数が11年未満であったコホートのうち、2013年5月末から2015年12月末現在までの間に11年を超えたものは、2002年6月から2004年12月までの2年7か月の間に出生したコホートである。この出生コホートは、日本においてBSE検査陽性牛が比較的多く確認された時期（2002年～2005年）に出生しており、仮に飼料規制が有効でなかったとすれば、BSEへの感染リスクが比較的高かった可能性がある。今回の評価までに、このコホートに属する牛は89,607頭が検査の対象となったが、BSE検査陽性牛は確認されなかった。このことは、2001年以降の飼料規制が、BSEの感染防止に有効に機能していることを示すものである。

なお、同評価書において、前述のとおり「当面の間、検証を継続する」こととしている。同評価書に記載した日本における有病率の推定及び将来の発生予測において、「2001年に強化された飼料規制等のBSE対策が有効に機能した場合、2009～2015年にはBSEの検出頭数はほぼ0となり、以降、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなる」と推定されていることから、今回の評価において、2015年12月末までのBSE検査の実績を確認したところ、2009年2月以降、BSE検出頭数は0であった。

したがって、出生年月でみた最終発生から11年以上発生が確認されなければ、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、飼料等を介してBSEが発生する可能性はほとんどないものとした2013年5月評価書における評価は、その後の実際の状況と合致している。

以上により、2013年5月評価書における評価のとおり、引き続き飼料規制等のBSE対策の実効性が維持される限りにおいては、11年未満の出生コホートを含む出生年月でみたBSEの最終発生（2002年1月）より後に出生した牛について、今後、定型BSEが発生する可能性は極めて低いものと考えられる。

3. 出生年月でみた定型BSEの最終発生（2002年1月）以前に出生した牛について

2015年12月末現在、出生年月でみた定型BSEの最終発生（2002年1月）以前に出生した牛は、167か月齢以上の高齢牛であり、現在飼養されている頭数は、月齢不明の牛を含めて29,916頭である。

これらの牛については、飼料規制強化前に出生しており、汚染飼料にばく露した可能性は否定できない。日本においても、飼料規制前に生まれた牛において、185か月齢でBSE陽性が確認された症例がある。また、EU諸国においても、167か月齢以上のBSE検査陽性牛が確認されている。

一方、2013年5月評価以降2015年12月末現在まで、62,547頭の2002年1月以前に生まれた牛（月齢不明を含む。）がと畜され又は死亡し、検査の対象とされたことになるが、これらにBSE検査陽性牛は確認されていない。

また、BSE検査の確認年月でみると、2009年1月を最後に、現在までの7年間、BSE検査陽性牛は確認されていない。

これらの事実を踏まえると、2002年1月以前に出生した牛について、今後、定型BSEが発生する可能性は極めて低いものと考えられる。

4. 非定型BSEについて

非定型BSEは、世界で2001年以降、124頭の牛に確認されており（2016年5月現在）、H-BSE及びL-BSEの発生はそれぞれ毎年数頭に限られ、その発生頻度は、EU全体では、2歳齢以上の牛100万頭につき、H-BSEは0.07頭/年、L-BSEは0.09頭/年である。日本では、これまでに2頭のL-BSEが確認されており、2歳齢以上の牛100万頭につき、0.07頭/年に相当する。非定型BSEは、定型BSEとは異なり比較的高齢の牛で発生し、かつ低い有病率で推移しており、孤発性に発生してきたことを示唆するものである。なお、EFSAも同様の見解を示している。

非定型BSEと人の疾病との関連については、これまで、疫学的に非定型BSEと人のプリオン病との関連し、人獣共通感染症であることを示唆する知見の報告はない。

人への感染性に関連した実験動物における感染実験の知見については、ヒトPrPを発現するトランスジェニックマウスを用いたもの又はサルを用いたものが報告されている。

経口投与実験については、カニクイザルにおいて、これまでのところ、L-BSE感染牛脳ホモジネートの投与によっては伝達が認められず、実験継続中であるとする報告がある一方、マカク属のサル及びネズミキツネザルにおいて、一部詳細は不明であるが、L-BSEの伝達が認められたとする報告もある。

また、脳内接種実験については、H-BSE感染牛由来の脳ホモジネートをヒトPrPを発現するトランスジェニックマウスへ脳内接種しても、H-BSEの伝達は認められなかったとする報告が複数ある。また、L-BSE感染牛由来の脳ホモジネートをサル及びヒトPrPを発現するトランスジェニックマウスへ脳内接種すると、伝達が認められたとする報告が複数ある一方、伝達が認められないとする報告がある。

L-BSE感染牛のうち、臨床症状を呈する牛については、脳及び脊髄に加え、一部の末梢神経組織及び筋肉組織等にPrP^{Sc}の蓄積が認められたとする報告が複数ある一方、末梢組織に

は蓄積が認められなかったとする報告も複数ある。

また、臨床症状を呈する前の牛3頭について調べたところ、脳のほか、一部の末梢神経組織又は筋肉組織にPrP^{Sc}の蓄積が認められ、それらの組織がウシPrP発現トランスジェニックマウスに対して、感染性を有することが、脳内接種実験において認められたとする報告がある。しかし、臨床症状を呈する前の牛においてPrP^{Sc}の蓄積が認められた末梢神経組織の感染力価については、当該報告において脳組織の1/1000未満と推定されており、筋肉組織の感染力価も、伝達されたマウスにおける伝達率及び潜伏期間の長さから判断し、脳組織と比較して極めて低いものと考えられる。したがって、これらの実験に用いたマウスが高感度であること及び非定型BSEに対しても認められている牛と人との種間バリアの存在を考慮すると、臨床症状を呈する前のL-BSE感染牛については、末梢神経及び筋肉に加え、PrP^{Sc}の蓄積が認められなかったその他現行のSRM以外の組織についても、食品として摂取することによる人の健康影響は無視できる程度と考えられる。

5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD)

人のBSEプリオンへの感受性については、2012年10月評価書において、「ヒトプリオンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスやサルを用いた感染実験結果から、牛と人との間に種間バリアが存在することにより、牛に比べて感受性は低い」と判断しており、2012年10月評価書における評価以降、評価結果を覆す知見は得られていない。

6. まとめ

(1) 牛群のBSE感染状況及び牛におけるBSEの人への感染リスク

2013年5月評価以降の発生状況を踏まえると、日本においては、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、定型BSEが発生する可能性は極めて低いとした2013年5月評価書の評価は妥当であると考えられる。また、非定型BSEに関しては、現在までに得られている知見に基づけば、H-BSEについては、実験動物への感染実験の結果から、人への伝達の可能性は確認できず、EUにおけるH-BSEの発生頻度は、年あたり0.07頭と極めて低い。L-BSEについては、サルへの感染実験の結果からは、人への感染の可能性が否定できないが、日本又はEUにおけるL-BSEの発生頻度は、2歳齢以上の牛100万頭につき、それぞれ年あたり、0.07頭又は0.09頭と極めて低い。いずれにせよ、これまでに、疫学的に非定型BSEとvCJDを含む人のプリオン病との関連を示唆する報告はない。

以上に基づいて、食品安全委員会プリオン専門調査会は、2013年5月評価書における評価のとおり、日本における、牛群のBSE感染状況、BSEプリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来する定型及び非定型BSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低いと考える。

(2) 評価結果

諮問事項の(1)のBSE検査の検査対象月齢について、現在と畜場において実施されてい

る、食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は、非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

家畜へのBSEの感染防御には、飼料規制が極めて重要である。飼料規制の実効性が維持されていることを確認できるよう、農場等における高リスク牛を対象としたBSE検査により、BSEの発生状況を引き続き確認することが必要である。

また、引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなくてはならない。生体検査において、運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われる及び全身症状を呈する24か月齢以上の牛を対象とするBSE検査が行われる必要がある。

なお、本評価においては、現在までに得られている知見を踏まえて評価を行ったものであるが、非定型BSEの知見は限られている。そのため、今後、特に非定型BSEに係る最新の知見について、引き続き注視する必要がある。

説明は以上になります。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について御質問、御意見をいただきたいと思いますが、その前に本日御欠席の専門委員から事前にいただいた御意見等があれば、御紹介いただきたいと思います。

○大快係長 資料1-2を御覧ください。本日御欠席されております堂浦専門委員より御意見を頂戴しております。意見について読み上げさせていただきます。

1つ目といたしまして、食品健康影響評価のまとめの部分の(2)評価結果の記載につきまして、「検査については、飼料規制の実効性が維持されていることを確認できるよう、農場等における高リスク牛を対象としたBSE検査により、BSEの発生状況を引き続き確認することが必要である」という部分について、まず1点御意見をいただいております。

「飼料規制が重要であるのはそのとおりであり、飼料規制の実効性を確認するための検査は必要であると考え。一方、最近、カナダ、アイルランド、フランスでは定型BSEが発生しており、これらは、高リスク牛の検査で摘発されているものと理解している。これらの飼料規制後の散発的な定型BSEの発生の原因としては、汚染飼料が微量残留していた可能性が推測されているが、定型例といえどもBSEについてはまだまだ未知な部分があることから他の要因も排除できない。したがって、今後も、飼料規制の実効性確保だけでなく、飼料以外の要因の有無を明らかにするためにも、引き続き、高リスク牛のBSE検査を続けることが重要である」。

もう一点、2につきましては、同じく(2)評価結果の記載にあります「生体検査において、運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われる及び全身症状を呈する24か月齢以上の牛を対象とする検査が行われる必要」という部分につきましても御意見を頂戴しております。

御意見といたしましては、『『全身症状を呈する』』について、具体的にどのような症状を

示すのかわかりにくい。現場が混乱しないように、厚労省は具体的に示した方がよいのではないか」という意見をいただいております。

以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、起草委員の先生方、追加の説明はございませんでしょうか。

○山本専門委員 堂浦先生から指摘されております部分につきまして、これまでの考え方、背景も含めて、ちょっと長くなりますけれども、説明しながら、この記載ぶりにしたことを御説明しておきたいと思っております。

日本では、2001年、2002年のBSE発生当時、どのくらいの感染牛が日本にいるかは不明であったということで、SRM除去を中心とした対策と全頭検査ということを基本にしていたわけです。対策をとると。全頭検査はサーベイランスとしての意味はあったわけですが、どちらかというスクリーニング検査としての意味を持っている。つまり食肉検査であったということです。その後、飼料規制によって感染防止、SRMの除去によって人の安全性の確保の対策が行われまして、BSEの人への感染はもちろん、牛への感染についても2002年以降、出生した牛に新たな感染は確認されていません。その結果、BSE検査のスクリーニングとしての意味合いがだんだん薄くなってきたというような状況にあります。

BSE対策につきましては、引き続き、家畜への感染防御に飼料規制が重要であるということですが、SRMの除去も適切に行われる必要があると考えます。これらの対策の実効性を確認する目的として、サーベイランスとしてBSE検査を行うことが重要であると考えております。このため、農場等における高リスク牛を対象としたBSE検査によってBSEの発生状況を引き続き確認するということが必要であると。そういう意味で、この文章を書きました。

さらにと畜場での生体検査が引き続き適切に行われているということは、BSEだけではなく、その他の問題のある牛をフードチェーンから排除するために行われるわけですが、厚生労働省は生体検査において神経症状が疑われる、及び全身症状を呈する牛を対象とするBSE検査を引き続き実施するということになっています。生体検査によって異常が認められた牛がBSE検査の対象となることが今後も必要だということで、この書きぶりになっています。

ということで、今回の評価については現在まで得られている知見を踏まえて評価を行ったものですから、非定型BSEについては知見が限られていることから、今後の非定型BSEに係る最新知見についても引き続き注視することが必要としております。今回の評価の最後の部分についてはこのような考え方で記載しておりますが、他の先生から今回この部分の記載について御意見があれば、お願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をお願いいたします。只今の山本先生からの説明を含めて、お願いいたします。お願いします。

○横山専門委員 山本先生の意見に特に反対する意見ではありません。ただ、堂浦先生が

おっしゃるように、近年、外国では定型BSEの散発的な発生があるというのも確かな事実で、非定型がわからないというのにプラスアルファをして、定型BSEについてもまだ未知な部分が多いというのも現実だと思います。欧州の定型BSEが散発例で終わるのか、または今後どういう推移を示していくのかということも含めて、非定型BSEだけではなくて、定型BSEについてもまだまだ注視していかなければいけないというようなメッセージを込める必要があるのではないかという意見かなと思い、その部分についてはまさにそのとおりではないかと考えます。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。お願いします。

○筒井専門委員 私も堂浦先生の意見についてはそうかもしれないと思うのですけれども、一方で現状、我々がやっているのは現在の科学的知見に基づいてということでやっておりますので、例えば飼料以外の可能性というものは現段階で想定できるかというのはなかなか難しい面もあると思います。ですから、その書きぶりがなかなか難しいところであろうかと思えます。

ただ、実際に私は今、気がついたので、例えば、41ページのところに戻っていただくと、8行目とか14行目に「飼料規制等」という言葉が入っています。つまり、飼料規制等のBSE対策が有効に機能した場合、検出がなくなるということで、「等」という言葉がここに入っています。したがって、恐らくそこには例えば、SRMのと畜場におけるSRMの正しい除去だとか、そういうほかの要因も含めて考えられているというふうに考えますと、ここの44ページの最後のところも例えば「飼料規制の実効性等」として、余り役所言葉的でどうかと思うのですけれども、ほかの要因も含めて、ここでそれを入れるというのも一つの案かなという気はしています。

以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。起草委員として八谷先生、いかがでしょうか。

○八谷専門委員 基本的には筒井先生と同じ考えでございまして、堂浦先生の御意見はそのとおりだと思うのですけれども、評価をするという点におきまして、やはりいろいろな事実が足りないところがございます。そうすれば、「等」を入れたところで、その「等」は何なのかということにもなってくるかとは思いますが、全体の文章の修正というのは私は必要ないとは、第一には議論の中でそういうことがあり、という認識があるということではないかというのが1点ございます。

あえて入れていれるとすれば、「等」を入れる、あるいは定型BSEも含めるとすれば、BSE全般において、というような文言に変えるというのも一つあると思えますけれども、何かしら具体的なことがわからない以上、ほかの定型BSEに係るほかの要因というのを具体的に考えて評価に反映するというのは、現段階では難しいと考えます。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませつか。お願いいたします。

○姫田事務局長 筒井先生の意見について、と畜場でのSRMの除去ということであれば、問題ないと思うのですが、「等」を入れると、今、山本先生からお話があったように、当初スクリーニングだったけれども、スクリーニングというのはもう要らないのだよということ言った中で、また「等」が入るとスクリーニングを含めて読まれてしまう可能性があると思って、私どもとしてはあくまでも現在のBSEのリスク管理施策が的確に行われているかどうかということが今後のBSE検査の意義だということて明確化する必要があるのではないかと。ですから、「等」ではなくてSRMの除去が、と畜場でのそういう作業が入るということであれば、それは問題ないと思ひますが、「等」を入れると別の理解をする方がいらっしやると、ちょっとつらいのではないかと思ひます。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませつか。お願いします。

○門平専門委員 リスクコミュニケーションなどをやってみますと、飼料規制という表現も曖昧で、まだ日本国内では肉骨粉が原因だというふうには文章には書かかれていないと思ひます。当時初期のBSEのリスク評価をやっていたときには、オランダから入ってきた動物性油脂がどうも原因ではないかという意見も出たまま、はっきりしていません。私が知識不足なのかもしれませんが、私自身は肉骨粉だと思ひて、いろいろリスク評価をやりました。そういう意見を一般の方から聞くこともあります。ですから、この言葉、飼料規制というのはもちろん代用乳のことも入っているのだろうなととってみたり、まだ曖昧さがあるというような気がします。

世界的な動向を見れば、肉骨粉の規制をしたことによつて発生が有意に、疫学的な調査分析結果によれば、明らかに効果があったということはわかっていると私は思ひますけれども、この辺はいつになったら、日本国が発表するのかなという疑問は常にあります。この飼料規制の飼料とは、私は肉骨粉だろうと思ひて解釈しておりますが、一般の方はどこまでこの辺を理解されているのかなという疑問があります。

○村上座長 どうぞ。

○姫田事務局長 農林水産省のBSE検討委員会での結論としては、1つは今おっしゃった代用乳なのか、それともイタリアからの肉骨粉なのかはわからないということなのですけれども、基本的に肉骨粉が入ったことがあるだろうと。もう一つはその前に生体牛の輸入がございまして、これの可能性もあるだろうと。ですから、両方入った可能性があるだろうというのが最終的な結論で、結論としてはきちんとは言えていませんけれども、可能性としてはその2つだということて明示して、いずれにしても生体牛と肉骨粉の2つの可能性を言っております。ですから、油脂についてはそのときに否定してあったと思ひます。

○村上座長 どうぞ。

○筒井専門委員 おっしゃるとおり、飼料規制という言葉が非常にわかりにくいというのがあると思うのですが、私のイメージですけれども、恐らくここで飼料というのが、

恐らく牛の場合は食品ではないので飼料ということで、牛の口に入るものに対して、どのように、例えばコンタミネーションも含めて規制していくかということの広い意味で私は理解しております。

○村上座長 ありがとうございます。

お願いします。

○姫田事務局長 飼料規制というのは飼料製造所でつくられている飼料ということを中心に考えていますので、おっしゃったように代用乳、レンダリングそのものも、肉骨粉も実は飼料工場なので、そこも全部肉骨粉を入れて、もちろん配合飼料も入れて全部が飼料規制ということになるかと思えます。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。堂浦先生の前段のほうは、高リスク牛のBSE検査を続けることが大事だという御指摘ですので、評価書案はこの御指摘に従っているものと思えます。

堂浦先生の御指摘について、ほかにございませんか。お願いします。

○福田専門委員 2番目の御指摘の全身症状とあるところですが、その前の段階の神経症状の運動、知覚、反射、意識等の神経症状のところも含めて、この会議の前段にもお話はあったのですけれども、堂浦先生の意見に私は大賛成で、厚生労働省には具体的に示していただきたいと強く思います。

○村上座長 ありがとうございます。この点につきましては、最初に御議論をいただきましたとおり、リスク管理機関にお伝えするというにしたいと思えます。

ほかにございませんか。よろしいですか。

では、そのほかのところについて、記載ぶりが若干変わりました。筋肉組織の感染価について、起草委員として横山先生、いかがでしょうか。具体的に筋肉組織の感染価についての記載が加えてありますが、その背景としてのお手持ちデータなどからみていかがでしょう。

○横山専門委員 特に違和感を感じるようなところはございません。

○村上座長 そのほかにございませんでしょうか。お願いします。

○山本専門委員 てにをはの問題だと思うのですけれども、42ページの12行目です。「これまで、疫学的に非定型BSEと人のプリオン病との関連し」は「とに」ですかね。「の」をとってもいいと思います。

○村上座長 これは事務局、修正をお願いいたします。

ほかにございませんか。お願いいたします。

○中村（桂）専門委員 先ほどと内容は同じなのですが、43ページの27行目、「いずれにせよ、これまでに、疫学的に」のところの「いずれにせよ」を「また」にお願いします。

○村上座長 わかりました。

ほかにございませんか。お願いいたします。

○熊谷委員 43ページの上から5行目に「PrP^{Sc}の蓄積が認められなかった」とあるのですが、この文言は必要でしょうか。必要ないようにも思えるのです。という点が1点。

ここには副腎という言葉が出てこないのですが、例えば「末梢神経組織(副腎を含める)」みたいな、ただ、副腎が末梢神経組織なのかどうなのかというのはよくわかりませんが、いずれにしても副腎というのはどこかにないと具合が悪いかなという気はするのですが、いかがですか。副腎も末梢神経並みの感染価しかなかったと思うのです。

○村上座長 お願いします。

○大快係長 前回の専門調査会において、横山専門委員から御説明いただいた末梢組織への分布のところでは列挙されていた幾つかの知見があると思うのですが、副腎については髄質にクロム親和性細胞が存在することから神経組織に分類しているという論文が多くて、わかりにくくなっているのですが、この記載ぶりは末梢神経組織の中に副腎が含まれているということになっているのですが、わかりにくいようであれば、「末梢神経組織(副腎を含む)」みたいな形で書く案もあるかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○村上座長 お願いします。

○水澤専門委員 医学的には、普通は副腎を末梢神経組織とは捉えていないです。そういうふうには言いますと、膵臓の中にもβ細胞というのがあって、非常に神経細胞によく似たことがありますし、肺の中にもありますので、ここは並列で末梢神経、副腎と書かれるか、今おっしゃったような書きぶりの方がいいのか、その辺はほかとの整合性を合わせてもらったほうがいいのかもかもしれません。

○村上座長 その点は修正することにしたいと思います。

ほかにごさいませんか。お願いいたします。

○水澤専門委員 先ほど御指摘のあった42ページの12行目のところなのですが、先ほど「プリオン病との関連し」という文法的な問題だったのですが、この後、「人獣共通感染症であることを示唆する知見の報告はない」と続きます。これは一個一個のプリオンを別に考えて、定型の場合には人獣共通感染症だけれども、非定型はそうでないという意味なのだと思いますが、プリオン病自体が全体として、その中の一部のプリオンが動物と人とで共有されるという意味で人獣共通感染症であるという言い方をされることが非常に多いので、この「関連し」の「し、人獣共通感染症であること」までをとると、「関連を示唆する知見の報告はない」となりまして、このまとめの前の35ページの文言があるのですが、4～5行目にかけての文章と同じになります。

ですので、もともとの文章に戻したほうがいいのではないかと思います。わかりますでしょうか。もともとの文章は疫学的にvCJDを含むプリオン病とL-BSEとの関連を示唆する報告は得られていない。こういう書きぶりになっていますので、関連がないと示唆する知見の報告はないということだけでいいのではないのでしょうか。

○村上座長 御指摘のとおりだと思いますが、いかがでしょうか。

○山本専門委員 それで結構だと思います。

○村上座長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思いません。

お願いします。

○筒井専門委員 先ほど熊谷委員のほうからお話がありました43ページの5行目の「PrP^{Sc}の蓄積」以下のところですが、これは少し御議論をいただきたいなと思っているのが、実はここで人の健康影響評価という言葉が出てきておまして、これは整理学上の問題なのですが、全体としては事実関係の整理というものが前まで来ておまして、人への健康影響というのが実はまとめ以下のところに出てくるということで、踏み込みし過ぎているのかなという気が私自身はしております。この点について、この書きぶりがこのままでいいかどうかについて、熊谷委員の意見も含めて、少しお話をしていたらと思います。

○村上座長 43ページの先ほどの点ですね。5行目から以下、人の健康影響についての言及がこの場所ですらよろしいかということの御指摘です。いかがでしょうか。

○筒井専門委員 もう少し言いますと、例えば、それまで食品健康影響評価の40ページのところから始まっておりますのが、BSEの発生状況についての事実関係、出生した牛についての事実関係と、それに対するコメントとずっと来ておまして、非定型BSEのところだけが人への健康評価みたいな形になっています。これは恐らくここで言いたかったのは、人への暴露が少ないという整理ではなかったのかなという気が今したものですから、それを受けて、人の健康にどう与えるかということについては、恐らく6番のまとめのところでは総合的に評価をしているのではないかと感じたものですから。

○村上座長 結論は恐らく同じだと思いますけれども、文章の構成の問題だと思います。御意見をいただきたいと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○筒井専門委員 そうです。

○村上座長 お願いいたします。

○熊谷委員 確におっしゃるとおりかもしれません。「4. 非定型BSEについて」のところで、L-BSEについては確かにそういうふうに述べられているのですが、H-BSEについては事実にかかなり近い部分で終わっているということが1つあります。そういうそごがあります。

まとめの(1)のところですが、ここに組織の感染性とかH-BSEについてはその伝達性がヒト型マウスへの伝達性が認められていないという、それをどういうふうに表現するかは別として、そのことが盛り込まれていないのです。両方を合わせて整合性がついて、わかりやすいような形となるべく最低限の修正で済ませることができるよう修正ができればと、私はそういうフィーリングを持っていますが、いかがでしょうか。

○村上座長 確認ですけれども、評価の方向については問題はないという理解でよろしいでしょうか。

○熊谷委員 はい。結論的には同じです。

○村上座長 わかりました。そうしましたら、その点につきましては修正を考えていくということでもよろしいですか。では、そのようにさせていただきたいと思います。

ほかにございませんか。山本先生から先ほど検査の考え方の基本的なことについて御意見を頂戴しました。それに関してはいかがでしょうか。

○熊谷委員 済みません。ちょっと尻切れで修正のイメージが全く湧かないかもしれませんで、例えばですけれども、43ページの2行目からの「したがって」以下、これを全部載せるかどうかはわかりませんが、まとめのほうに移すというのも手なのかなという気はします。恐らく後は非常に細かい部分を整合性がとれるようにすれば、問題はないのではないかという気はします。

○村上座長 わかりました。それらも含めて修正をさせていただこうと思います。

お願いします。

○山本専門委員 済みません。熊谷先生の御意見ですと、最後のところは全体の評価という形になりますので、そこに移してしまうと非定型だけで何か評価しているみたいな印象を受けてしまうので、そこに移すのはちょっとまずいのではないかと思います。ですから、ここの部分だけでも修文ができればと思いますので、例えば、暴露の状況は無視できると考えられるぐらいの修正で済ませたいなという気はしております。

○村上座長 よろしいでしょうか。

○熊谷委員 それをそうすることは大変いいことだと思いますが、Hについてもそれに触れていただいて、それで(1)のところはそれを踏まえると、非定型についてはもう少し簡略化ができるかもしれないです。

○村上座長 では、いずれにしても、この部分は修正するというにさせていただきたいと思います。

お願いします。

○中村(優)専門委員 もう一点、気になった点で追加させていただきたいのですけれども、43ページの34行目に「定型及び非定型BSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低い」という表現があるのですけれども、現在、非定型BSEプリオンで仮に発症した場合にバリエーションになるかどうかというのはわかっていないので、vCJDと限定しないで、vCJDを含む人プリオン病という書き方のほうがよいかなと思います。

○村上座長 そのとおりだと思います。ありがとうございます。

ほかにございませんか。お願いします。

○佐藤委員長 マイナーなことですが、44ページの6行目の後半のところ「農場等における高リスク牛を対象としたBSE検査により」というので、この「農場等における」というのがよくわからないのですけれども、これは牛がいる場所を示しているのか、検査をする場所を示しているのかというのが曖昧になって、多分これはなくてもいいような気がするのですけれども、ないと具合が悪いのですか。

○村上座長 どうぞ。

○鋤柄評価第二課長 この部分は恐らく、高リスク牛というのは農場での死亡牛と、と畜場で生体検査ではねられたものの2つの種類があるだろうということで、その「農場等」と例示をしたのだと思いますけれども、例示をすることでよけいわかりにくいということであれば、ここは外すというのも一つの案かと思います。

○山本専門委員 削除しても問題はないかと思います。

○村上座長 ほかによろしいですか。先ほど検査の考え方について、山本先生から御紹介がございましたが、これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、全体を通して御意見がございましたら、お願いいたします。健康影響評価についての全体として、ございませんか。

○横山専門委員 今の44ページのところで、サーベイランスに関してです。評価書の20ページの2～3行目のところに、我が国のサーベイランスが10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランスの基準を満たした検査を引き続き実施していると。まさにこの部分がうまく説明される、または皆さんに理解していただく必要があるのかなということを少し感じます。目的としては、まさにその飼料の実効性の担保であるとか、BSEの発生状況のモニタリング。ただ、枠組み、またはそれを実施している根拠として、このOIEの定める基準または摘発率というようなものをベースにしているのだということをここに記載すると、くどくなりますかね。そこはわからないのですけれども、検討していただければと思いました。

○村上座長 どうぞ。

○姫田事務局長 そのOIEのポイントを稼ぐためにやっているのではなくて、我が国のリスク管理施策として、どういうサーベイランスをやるかということがあって、それがOIEのポイントに達しているのだという考え方なので、OIEから引っ張ってくると事実とは違ってくるかと思います。

○村上座長 今の事務局の考え方でよろしいでしょうか。お願いします。

○筒井専門委員 恐らく国際基準が変わる可能性も出てくると思いますので、やはり事務局の説明があったように、日本の中で独自にやっている基準というもの。BSEが仮に出たときに、それが正しく摘発できるかどうかということ。これが一番重要だろうなという気がします。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかに全体を通していかがでしょうか。お願いいたします。

○八谷専門委員 少し議論を戻してしまっていて恐縮なのですが、先ほどの筒井先生から御指摘がありました点です。筒井先生の御指摘というのは定型のBSEに関しては牛の事実だけが述べられていて、人への暴露リスクとか、人への評価が全く述べられていない。一方、非定型BSEに関しては人への評価が述べられていて、そこがパラレルの比較の状態ではないので、この定型のところに関しても人へのリスクだとか、暴露のことにに関して記載を

入れてということではないですか。ごめんなさい。それをあわせて、ということの認識ですね。理解しました。ありがとうございます。

○村上座長 ほかにございませんか。今後の評価結果の情報提供について、何かコメントはございますか。お願いいたします。

○門平専門委員 話が全然変わるのですけれども、29ページの10行目に、非定型というのは余り臨床症状を出さないという形ですよね。健康牛でも4割。死亡牛が断トツに多いというのが世界の傾向で、日本には2頭しか出なかったのが、世界の傾向ではこういう感じですが、死亡牛は48か月以上をこれからも検査していくということで、もしも万が一、日本で出た場合は見つかると思うのですが、健康と畜牛の検査をしなくなってしまう場合に3割ちょっと出るのだという事実があるわけですが、まだわからないところも多い。

今のところの事実に基づけば、人獣共通感染症につながるもので、関連性というのは事実的にはわかっていないけれども、もし今後も研究していくのですよ、わからないことがまだありますよということで、例えば一般の方にこれからリスクコミュニケーションが始まると思うのですけれども、これは事実ですので、とにかく何か変えろとかいうわけではないのですが、この点はどういうふうに説明していけばいいのかなと、この部分に専門の方から御意見を伺えたらいいかなと思ひまして、発言しました。

○村上座長 起草委員の先生方、いかがでしょうか。

○熊谷委員 ここは人の健康影響評価を進めてきて、リスクはかなり低いというところでまとめたわけです。ほかの動物のいろいろな疾病がありますけれども、もちろん全て検査しているわけではないわけで、コストとかいろいろな兼ね合いで重要と考えて、動物の疾病の検査をしているということです。その御質問の趣旨が余りよくわかっていないのですが、日本で全頭検査に近いことをずっとやってきて、最初は全頭検査だったのですけれども、その成果として、非定型BSEの発生はたかだかこの程度であるということがわかってきたということです。事実なんですけれども。

○門平専門委員 そうですね。でも、48か月以上の牛は検査してきたと。今回それを廃止する。健康と畜牛に関してはもう検査しなくてもいいでしょうという評価をしているわけですが、私自身はよくわかります。今いろいろな文献を読んだりとか説明を聞いたり、自分で勉強をすると、もう必要がないなと認識しているわけですが、一般の方たちがこの数字を見たら、どういうふうに考えるのかなというのと、そういう質問があった場合にどんなふうに答えていけばいいのかなと、今、自問自答をしている。

ですから、その辺は今ここに書かれたことですよ。これまでずっといろいろ調べてきて、何百万頭を調べてきて、2例しか出ていませんということでもいいのか。まだわからないと横山先生がおっしゃったように、もちろん研究はどんどん続いていくわけですが、それもありませんし、私自身はこのデータに基づけば、多分もう検査をする必要はないという考えでここに臨んでいますけれども、余分な話かもしれない。それはパブリックコ

メントを求めるときに事実を肅々とお伝えをしていくということでもいいのだろうなとは思いますが、ふと考えてしまったという点です。

○熊谷委員 これは、これからパブリックコメントにかけていくという手順をいつもどおり踏むと思いますので、恐らくその中でどういう受けとめ方をされるか、どういう質問が出てくるかということが上がってくると思いますので、そのときは専門委員の先生方にもお尋ねして、その答えをつくっていくということがこれから当然行われますし、その他、もし説明会等のようなものを事務局がお考えになっているとすると、そういうところでもそういうものが出てきて、それぞれの質問に対して答えていくということになるかと思えます。それをあらかじめ想定することが、今すぐには私の頭ではできないのですけれども、もし何か想定する質問をいただければ、それについて考えてみます。

○村上座長 お願いいたします。

○姫田事務局長 まず、今の検査と畜牛が33.6%という数字ですけれども、こう見ると結構大きな数字に見えるのですが、感染性がほぼ否定されているHを除いて、Lだけで考えると、実数で言うと全世界で20頭程度です。そのくらいの頭数だということを御理解いただくのと、もう一つ、EFSAとのお話で、EFSAの考え方として底流には、定型BSEについては人への感染性が確認された疾病ですね。非定型BSEについてはいわゆる感染性が、人への事象がない病気なので新しい病気だと考えた場合、特に先ほどお話しいただいたように、新しい病気と考えた場合、人への被害がないという病気について何らかの疫学的対応をする必要があるのかという質問を向こうから挙がったのですけれども、そういう考え方も基本にはあるのではないかと考えています。

○村上座長 よろしいでしょうか。先ほどの山本先生からの説明のとおりだと思います。今回の評価書もサーベイランスは引き続き大事なのだということ、さらに、新しい知見があれば、これは非定型に限らず、注視していくのだという基本姿勢は続けられていくものと思っております。

ほかにございませんでしょうか。今、門平先生からも御指摘がありましたし、食品安全委員会の熊谷先生からも御指摘がありましたとおり、今後、幅広くリスクコミュニケーションを行うことが大事だということは言うまでもないと思います。

それでは、取りまとめをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。BSEの国内対策の見直し、すなわち健康牛のBSE検査の廃止に係る評価結果については、評価書案のとおりという方向でよろしいでしょうか。なお、今日御審議いただく中で御指摘あるいは修正の御意見をいただきましたので、この点につきましては評価書案の修文をしたいと思っておりますが、ひとまず私に一任していただいでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。今後いただいた御意見と御指摘を踏まえて修文案をつくりまして、各専門委員に御確認いただき、御了解をいただきたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。その後、御了解をいただきました案ができ次第、食品安

全委員会に報告するという手順にしたいと思います。

○田中課長補佐 座長、1点、済みません。今、本日の御意見を踏まえて今後修正をとということなのですが、その間にもし例えば、検査頭数などのデータがリバイスされるようであれば、その部分もあわせて更新をさせていただきたいと思います。よろしく願います。

○村上座長 ありがとうございます。そのようにしていただきたいと思います。

それでは、続きまして、資料2-1と2-2を事務局から報告していただきたいと思えます。

○田中課長補佐 それでは、資料2-1と2-2を御覧いただければと思います。こちらは毎年定期的に厚生労働省及び農林水産省からBSEに対する調査結果ということで御報告をいただいている内容になります。今回の報告につきましては、6月14日の第610回食品安全委員会で厚生労働省及び農林水産省より報告をいただきました。本日は事務局から説明をさせていただきます。

資料2-1につきましては、こちらは厚生労働省が毎年行っているBSE対策に関する調査結果ということで、と畜場でのBSE対策に関する調査結果になります。平成27年9月末現在の時点について調査を実施したということとなっております。調査の趣旨については一番上の部分に記載のあるとおりでございます。と畜場において、行われている特定部位の除去といった状況、また、関連法令、関連通知の遵守状況を確認するために、と畜場におけるBSE対策に関する実態調査を定期的に行っているということでございます。

「2 調査結果」を御覧いただきまして、調査項目は昨年のもものが一番右側、平成26年9月末現在、左側が平成27年9月末現在の数値が入っております。

調査対象施設につきましては、143施設となっております。

2の通常の牛のスタンニング方法については、昨年と比較して大きな変更はございません。

牛のと畜場の不動化の方法についても大きな変更はございません。

4の月齢による区分についてということで、48か月齢、30か月齢で3区分に区分をしている施設が66施設、48か月齢のみ区分管理し、30か月齢では区分管理をせずに全ての牛の頭部、脊髄を特定部位として取り扱っている施設が71施設ということです。また、分別管理の方法につきましては、(2)の①～⑤に記載がございます。曜日や時間などによって、それぞれの施設で対応しているということで、その状況については大きく変更はございません。

5といたしまして、牛の背割りによる脊髄片の飛散防止についてということで、各施設が基本的な事項をそれぞれ満たして実施しているということとなっております。

裏に行ってくださいまして、舌扁桃の除去につきましても、除去方法について確認しております。こちら除却方法について、昨年と大きく対応が変わっているという状況ではございません。

7といたしまして、30か月齢以下の牛の頭部の使用についてということで、こちらにつきましても昨年と大きな変更はないといった状況となっております。

8番は新たに牛の頭部の皮につきまして、SRMから除外されたということがございましたので、皮の使用方法を確認しております。皮につきましては、スタンニング孔を塞ぎ、脳、脊髄による皮の汚染を防いだ上で、食品として使用している施設が1施設あるという結果となっております。

その他、特定部位の適切な保管や確認、こちらも全施設で行われております。

また、牛の特定部位の焼却につきましても、記載のとおりでございます。昨年と大きな変更はございません。

焼却の確認も全施設で適切に行われているということでございます。

12番がめん山羊及びSRMの焼却についてということで、こちらも昨年と状況は大きく変わってはおりません。

文書についても適切にSSOPが作成されているという状況となっております。

次に資料2-2にまいりまして、「農林水産省のBSE関係飼料規制の実効性の確保（26年度）」。こちらは平成26年度の結果となっております。

「1 輸入飼料に係る交差汚染の防止」ということで、輸入業者からの届け出によりまして、輸入配合飼料の原料に反すう動物由来タンパク質が使用されていないことを確認するというところで、平成26年度は輸入された飼料30点について検査をしたところ、牛由来タンパク質は検出されなかったという結果となっております。

「2 販売業者に対する規制の徹底」ということで、都道府県が飼料または飼料添加物の販売事業場に対する検査を942件実施したところ、法令違反につながる可能性のある不適合が5件あったということで、この5件の内容につきましては4ページの一番後ろにございます。「○ 販売業者における不適合事例（平成26年度）」というところで、1の販売業者にございますけれども、こちらは帳簿の備えつけの不備であるとか、飼料等の保管、輸送における取り扱いの不備。具体的には飼料の分離保管が不十分であったという事例という報告がございます。

2ページに戻っていただきまして、「3 牛飼育農家に対する規制の徹底」ということで、都道府県で農家に5,711件検査を実施したところ、不適合が5件あったということでございます。その内容につきましては、また一番最後になりますけれども、4ページの「○ 販売業者における不適合事例（平成26年度）」といたしましては、畜舎内でペットに給餌をしていたという不備があったということでございます。

また戻っていただきまして、「4 製造段階における規制の徹底」ということで、FAMICが飼料等製造事業場に対する検査を370件実施したところ、不適合が3件。また、都道府県も同じく検査を実施したところ、不適合が13件あったということで、そちらの結果につきましては4ページに戻っていただきまして、3と4にそれぞれ記載があります。いずれも表示の不備であるとか、帳簿の備えつけの不備といった内容となっております。

これらの不備につきましては改善指導を行いまして、適切な是正措置が講じられたという報告でございます。また、この不適合により、牛への誤用・流用等の事例はなかったという報告でございます。

報告については以上になります。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の報告内容について御質問等はございますか。よろしいですか。

続きまして、参考資料3について事務局より報告をお願いいたします。

○大快係長 それでは、参考資料3について御報告させていただきます。参考資料3を御覧ください。5月22日～27日まで、フランスのパリで第84回OIE総会が開催されました。その概要について、農林水産省が取りまとめ公表しておりますので、そちらの資料をもとにプリオン専門調査会と関連するBSEの関係部分について御報告させていただきます。

まず1点目といたしまして、1ページの「2. 主な議題」の(1)の①を御覧ください。このたびの総会でアフリカ地域では初めてとなるナミビア、ドイツ、スペイン、コスタリカ、リトアニア及びメキシコの6カ国が新たに「無視できるリスクの国」に認定されております。

5ページの「陸生動物マニュアル」の「①BSE」を御覧ください。このたびの総会におきまして、定型BSEと非定型BSEを区別できる検査法の基準を記載するという改正案が採択されたと記載してございます。これにつきましては、プロテインナーゼK処理抗体反応及びPrPのグリコシレーションパターンをベースにウエスタンブロットによってC-BSEとL-BSE、H-BSEを判別できる旨がOIEの診断マニュアルにも明記されたというものでございます。

OIEの総会概要についての御報告は以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。

参考資料3について御質問等はございますか。お願いします。

○横山専門委員 今の最後の非定型BSEを区別する方法がマニュアルに記載されたということは、これからその報告に関しても定型と非定型と区分されるということかどうかはわかりですか。

○大快係長 済みません。それは承知しておりませんが、少なくともマニュアルの改正案の中には、そういった記載はなかったのではないかと思います。

○村上座長 ほかにございませんか。

それでは、予定しておりました議事については一とおり御議論をいただきました。事務局から、ほかに何かございますか。お願いします。

○鋤柄評価第二課長 本日も長時間ありがとうございました。今日の議題(1)の評価書につきましては、座長から御指示のありましたとおり、きょうの御議論を踏まえまして、修正案をつくりまして、各先生方に御相談したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。その後、まだ少し修文に時間がかかると思ひますけれども、食品安全委員会のほうに御報告をして、パブコメ等の手続に入りたいと思ひます。まだこれはしば

らく時間がかかるのではないかと考えております。その際につきましては、これまた本日御指摘のとおり、リスコミ等につきましてもリスク管理機関と協力をして、しっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。ほかにもございせんか。よろしいですか。

それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。次回につきましては日程調整の上、お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。